

事業概要シート

施策	0203	教育環境の充実	<<>の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く
事業名	奨学金事業	その他の見直し	予算額 4,948 千円 ≪ 3,734 ≫千円
事業期間	～		財源内訳
根拠法令要綱等	大村市奨学基金条例、同条例施行規則、大村市奨学金給付条例、同条例施行規則、大村市奨学金返還定住支援補助金交付要綱		国庫支出金 千円
			県支出金 千円
			地方債 千円
			その他 千円
			一般財源 4,948 千円

【事業の目的・概要・対象】

1	目的 学業、スポーツ又は文化・芸術の各分野で意欲のある学生の修学を促進するため、経済的な支援を行う。また、大村市奨学基金の貸与を受けた奨学生の大村市への定住を推進する。																							
2	概要																							
(1)	【貸与型奨学金】学業に意欲のある学生に対する支援 ※R5 その他見直し																							
①	貸与月額を選択制 ・高校等 10,000円、20,000円、30,000円（令和4年度まで月額10,000円） ・大学等 30,000円（大学等は変更なし）																							
②	返還期間の延長（令和4年度までは、貸与期間の2倍の期間）																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">貸与月額</th> <th>10,000円</th> <th>20,000円</th> <th>30,000円</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">高校等</th> <th>返還月額</th> <td>5,000円</td> <td>8,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <th>返還期間</th> <td>6年</td> <td>7年6月</td> <td>9年</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">大学等</th> <th>返還月額</th> <td>—</td> <td>—</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <th>返還期間</th> <td>—</td> <td>—</td> <td>8年</td> </tr> </table>	貸与月額		10,000円	20,000円	30,000円	高校等	返還月額	5,000円	8,000円	10,000円	返還期間	6年	7年6月	9年	大学等	返還月額	—	—	15,000円	返還期間	—	—	8年
貸与月額		10,000円	20,000円	30,000円																				
高校等	返還月額	5,000円	8,000円	10,000円																				
	返還期間	6年	7年6月	9年																				
大学等	返還月額	—	—	15,000円																				
	返還期間	—	—	8年																				
(2)	【給付型奨学金】 ※R4 拡充																							
①	【国内】（大学生）学業、スポーツ、文化芸術の各分野での成績優秀者に対する支援 ・給付月額25,000円																							
②	【海外留学】（大学生・大学院生）学業、スポーツ、文化芸術の各分野でグローバルな活躍を期待できる人材に対する支援 ・学位取得（2年以上の留学）																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>留学する地域</th> <th>指定都市</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>丙地方</th> </tr> <tr> <td>給付年額</td> <td>1,500,000円</td> <td>1,100,000円</td> <td>900,000円</td> <td>700,000円</td> </tr> </table>	留学する地域	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	給付年額	1,500,000円	1,100,000円	900,000円	700,000円													
留学する地域	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方																				
給付年額	1,500,000円	1,100,000円	900,000円	700,000円																				
	※渡航する年度に限り、上記の金額に20万円を加える。 ※「国家公務員等の旅費に関する法律」及び「国家公務員等の旅費支給規程」により定められた地域区分に応じて、給付年額を定める。 ・単位取得（1年以上の留学） 1回200,000円																							
(3)	【大村市奨学基金返還定住支援補助金】大村市奨学基金の貸与を受けた者の定住推進 ※R4 新規 大村市貸与型奨学金の貸与が終了し、返還途中で、大村市内に3年以上定住、貸与総額の2分の1以上の返還、長崎県内に就労など、一定の要件を満たした人に対して、奨学金の返還にかかった費用を補助する。																							
4	歳出予算																							
(1)	貸与型奨学金 0円 ※奨学基金からの支出のため。ただし、奨学基金の残高が不足した場合は、一般財源から基金へ繰入が必要。																							
(2)	給付型奨学金 ・国内 25千円×12月×3人=900千円 ・海外 1,100千円×1人+1,700千円×1人+200千円×1人=3,000千円																							
(3)	奨学基金返還定住支援補助金 ・高校等 5千円×平均9月×6人=270千円 ・大学等15千円×平均10.5月×4人=630千円																							
(4)	その他（選考委員会報酬等） 148千円 ○合計 4,948千円																							

【背景】

貸与型奨学金については、各家庭の経済状況により必要な奨学金の額が異なっている。 給付型奨学金については、議会や総合教育会議から学業だけではなく、スポーツ、文化芸術、海外留学にも対象を拡げるよう提言等があった。 また、大村市で育った若者の大村市への定住及びUターンを推進する。

担当課	教育委員会 教育総務課	課長	児玉 英輝
担当者	園田 裕基	問合せ先	0957-53-4111(内線363)

事業概要シート

【活動指標】

指標名		単位	R 3 (実績)	R 4 (計画)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)
①	給付型奨学金の新規給付者数	計画値 人	0	5	10	15	20
②	奨学基金返還定住支援補助金の受給者数	計画値 人	—	7	10	19	19

【成果指標】

指標名		単位	R 3 (実績)	R 4 (計画)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)
①	大村市奨学基金の貸与を受けた者のうち、貸与終了後大村市に居住する者の割合	計画値 %	—	47.0	49.0	51.0	53.0
②		計画値					

【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	合計
事業費	159	737	3,734	4,948	7,558	10,228	27,364
国庫支出金							0
県支出金							0
地方債							0
その他			3,734	4,948	7,558	10,228	26,468
一般財源	159	737					896
人件費	4,050	7,384	6,301	6,301	6,301	6,301	36,638
職員(人)	0.55人	1.00人	0.85人	0.85人	0.85人	0.85人	4.95人
時間外勤務(h)	25h	56h	60h	60h	60h	60h	321h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	4,209	8,121	10,035	11,249	13,859	16,529	64,002

妥当性 (市の関与)	貸与型、給付型どちらの奨学金も経済的理由から修学が困難な学生への支援であることから、教育の機会均等を図るとともに、有為な人材を育成するために必要な制度である。 また、人口ビジョンで掲げる人口10万人を達成するためには、大村市貸与型奨学基金の返還を補助し、定住及びUターンを促進する必要がある。
有効性 (施策貢献度)	貸与型、給付型どちらの奨学金も経済的理由から修学が困難な学生への支援であることから、教育の機会均等を図るとともに、有為な人材を育成を目的としており、施策への本事業の有効性は高い。 大村市奨学基金の返還者は、年齢が20代から30代の若者であり、その定住を促進することは、地域コミュニティの活性化に有効である。
効率性 (コスト)	貸与型奨学金については、基金で運用し、貸与終了後返還を義務付けられていることから効率性は高い。また、給付型奨学金については、年間の定員を定め、コストの上昇を抑制している。

1次評価	担当者記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり